

平成25年度事業計画書(案)

平成24年中の犯罪情勢(暫定値)

1 刑法犯の発生状況

刑法犯認知件数は72,241件(前年比-1,180件、-1.6%)で、平成14年をピークに10年連続して減少している。

県民の身近で発生する空き巣や自転車盗などの街頭犯罪は43,973件(前年比-1,616件、-3.5%)と減少しているものの、県民が不安を感じるひったくりや自動車盗が増加するとともに、依然として、高齢者や子ども、女性が被害者となる事件も後を絶たないなど、県民の安心感の醸成までには至っていない状況にある。

2 少年非行情勢

刑法犯少年の検挙補導人員は4,804人(前年比-512人、-9.6%)で全国5位、シンナー等乱用で検挙補導された少年は13年連続で全国ワースト1位、非行者率は全国第3位と依然として高い水準で推移しており、憂慮すべき状況にある。

3 薬物乱用情勢

覚醒剤など薬物関係事件での検挙人員は969人(前年比+12人、+1.3%)で、前年に比べ増加した。

このうち、覚醒剤乱用者が9割近く(848人、前年比+19人)を占めており、依然として覚醒剤乱用事件が高水準で推移している。また、検挙された覚醒剤関係者のうち、暴力団関係者が約8割(662人、同+10人)を占めていることなどから、暴力団と覚醒剤が非常に密接に関係していることが窺える。

一方、大麻関係者はやや減少(104人、同-19人)しているものの、依然として、若者を中心に乱用層が拡大している。

4 暴力団情勢

昨年は、飲食店関係者に対する殺人未遂事件、建設業関係者に対する殺人・殺人未遂事件、元警察官に対する拳銃使用殺人未遂事件が発生するなど、依然として厳しい情勢が続く中、他都道府県からの特別応援部隊による警戒活動の強化をはじめ、拳銃発砲事件の被疑者の検挙、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の改正により、特定危険指定暴力団として1団体、特定抗争指定暴力団として2団体を指定するなど、さらなる暴力団対策の強化が図られている。

第1 協会運営

1 総会

定時総会は、理事会において開催日時等を決定の上、○平成24年度の事業報告、収支決算 ○平成25年度の事業計画(案)、収支予算(案) ○役員を選任 等について審議する。

2 理事会

(1) 5月15日(水)に、平成24年度の事業報告及び収支決算等について審議する。

- (2) 平成26年3月に、○平成26年度事業計画（案）及び収支予算（案） ○定時総会の開催時期 ○その他決議事項 等について審議する。

3 監査

4月に、平成24年度の業務執行状況について、監事の監査を受ける。

4 定期提出書類等の提出

公益社団法人への移行に伴い、事業年度終了後3箇月以内に法定の定期提出書類等を行政庁等に提出する。

第2 防犯対策事業

県警察では、平成25年の犯罪抑止対策として「地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策」を推進するとしている。これは、平成15年から取り組んできた「街頭犯罪等抑止総合対策」により、平成14年をピークとする刑法犯認知件数が半減するなど一定の成果は上がっているものの、ここ数年は刑法犯認知件数の減少率が鈍化するとともに、一部の犯罪が高止まりの状態にあるなど、現在の諸対策を継続していくだけでは、今まで以上の抑止効果が望めないことから、本年は、地域の犯罪発生の特性、地域住民のニーズの多様化に対応するために、抑止対象罪種を総括的に特定することなく警察本部及び警察署ごとに重点的に抑止すべき犯罪の種類を定め、地域の犯罪情勢に即した諸活動を戦略的に展開するとしている。

このため、当協会においても、従来の防犯対策事業を継続して推進するとともに、県警察との一層の連携の下、地域の犯罪情勢、地域住民のニーズの変化に対応した広域的、多角的な地域安全諸活動を展開して行く。

1 地域安全活動の推進

(1) 全国地域安全運動の推進

ア 安全で安心なまちづくりの実現を目指し、県民の防犯意識の醸成と浸透を図るため、10月11日から20日までの10日間、「全国地域安全運動」を展開し、各種行事の開催と広報啓発活動を行う。

イ 全国地域安全運動の周知ためのモデルポスター・モデル標語の募集を4月から実施するとともに、各優秀作品等を「安全・安心まちづくり県民の集い」において表彰するほか、全国優秀候補作品として全国防犯協会連合会へ推薦する。

(2) 「安全・安心まちづくり県民の集いふくおか」（県大会）の開催

全国地域安全運動の一環として、県民の地域安全に対する意識の醸成と高揚を図るとともに、防犯功労者（団体）に対する表彰を行うため、県、県警察との合同により、10月上旬に「第6回県民の集い」を開催することとしている。

(3) 地域に密着した地域安全活動の推進、支援

ア 県警察が、平成25年の三大重点目標のうちの一つとして掲げる「性犯罪の抑止」のための対策として、県警察が平成23年度から推進しているSDE（Self（自己）・Defense（防衛）・Education（教育））推進事業の拡大と定着を図るため、県警察と協定を交わしたSDE推進校への自己防衛のための防犯ブザーをはじめとした防犯用品等の配付などの支援活動及び犯罪被害防止のための啓発活動を継続して推進する。

イ 地域の犯罪特性等に対応した防犯対策事業の推進

県警察の平成25年の犯罪抑止対策を踏まえ、警察本部及び地区防犯協会が担当する地域を管轄する警察署が重点犯罪として指定した罪種及び地域住民のニーズの変化に対応した迅速かつ効果的な地域安全活動及び広報啓発活動を協働して推進する。

(4) 防犯ボランティアの育成

ア 地域交流会の開催

11月(予定)に、地域で活動する防犯ボランティア及び同団体の相互の連携と活動の活性化を図るとともに、防犯ボランティア活動を目指す住民等に対し、防犯ボランティア等が活動する地域において、管轄警察署、警察本部と協働して防犯ボランティア地域交流会を開催する。

イ 防犯ボランティアの若年層への拡大

防犯ボランティアの活動は、地域の治安向上に一定の成果を上げているものの、その活動の主体が中・高齢者層であることから、若年層への浸透を目的として、活動が活性化しつつある大学生により構成された学生防犯ボランティア団体等に対し、平成24年度から実施している「学生防犯ボランティア活動促進事業」を引き続き推進し、若年層防犯ボランティアの活動の促進を図るとともに、県警察との協働による組織の拡充を図る。

ウ 青パトを保有する防犯ボランティアの活動支援

青パト申請時における「青色回転灯」の配布及び青パトに係る経費の軽減に資するため、自動車任意保険の集団扱いによる保険料の割引制度の導入に向けて県及び県警察と連携して取り組むこととしている。

2 広報啓発活動の実施

(1) 広報資料の作成

防犯意識の啓発や自主防犯活動の促進を図るため、チラシ、ポスター等の広報資料を作成し、広く県民に配布、掲示する。

(2) 各種広報媒体の活用

新聞、ラジオ、各種広報誌(紙)等あらゆる広報媒体を活用した防犯意識の醸成と犯罪被害防止のための広報啓発活動を推進するほか、防犯ビデオ(DVD)の貸し出しのためのライブラリーの充実を図る。

(3) 広報紙「防犯ふくおか」の発行

犯罪情勢、防犯対策等の情報を発信するため、広報紙「防犯ふくおか」を、毎月1回、約14.4万部(平成24年中)発行し、地区防犯協会を通じて県内各世帯に回覧する。

3 少年の非行防止及び健全育成活動の実施

少年の非行・犯罪被害防止及び健全育成のため、防犯指導員、少年補導員等に対する活動支援や広報資料の作成と配付を行うとともに、7月の「青少年の非行・被害防止強調月間」(主唱:内閣府)にあわせ、少年非行及び犯罪被害を防止するための広報啓発活動を展開するとともに、少年柔剣道合宿研修、囲碁大会などのスポーツ、文化事業への後援等を行う。

4 自転車防犯登録事業

(1) 自転車防犯登録の普及・促進

ア 平成24年中の防犯登録台数は294,290台で、前年に比べ6,242台減少したこと及び平成25年3月1日から、県内全域において自転車防犯登録が義務化されたのに伴い、自転車の防犯登録促進のためのキャンペーン及び各種広報媒体を活用した広報啓発活動を推進し、登録台数の向上を図る。

イ 自転車の盗難被害防止活動

自転車盗難の防止等を図るため、チラシ、パンフレットの配布や新聞、ラジオ、広報誌（紙）等各種広報媒体を活用した広報啓発活動を推進する。

(2) 放置自転車等対策への協力支援活動の推進

違法駐輪や放置自転車の問題解消のため、自治体等の関係機関との協力・支援の強化及び放置自転車等の早期返還を図る。

(3) 地区防犯協会等防犯登録所（店）に対する指導

ア 防犯登録を迅速適切に実施するため、防犯登録所（店）に対する業務指導を実施する。

イ 毎年2月に地区防犯協会職員を対象とした研修会を開催し、防犯登録事務手続き等の適正処理及び処理能力の向上を図る。

第3 風俗環境浄化事業

1 県公安委員会からの受託事業の適正な推進

(1) 県公安委員会から委託された風俗営業管理者講習及び風俗営業の許可、承認申請等に伴う調査業務を適正に推進する。

(2) 6月に調査員研修会を開催し、調査業務の適正化及び調査員の資質の向上を図る。

2 少年の健全育成活動に対する支援

風俗環境浄化活動の一環として少年の健全育成活動に取り組んでいる少年指導委員等の各種活動に対する協力・支援を行う

3 風俗環境浄化活動に対する支援

福岡市博多区中洲、北九州市小倉北区堺町、久留米市文化街など盛り場の風俗環境浄化のため、警察や地区防犯協会等が行う諸活動を支援する。

第4 AMマーク事業

1 遊技業の健全化促進

遊技機の不正防止対策に寄与するAMマーク（地域防犯協賛機）の貼付事業の推進により、営業者に適正で健全な営業の自覚を促し、不正遊技機の排除に努めることによって、善良な風俗と清浄な風俗環境の保持を図る。

2 遊技場への立入検査

福岡県遊技業協同組合など5団体で構成する「福岡県不正防止対策機構」の一員として、遊技場に対する立ち入り検査を実施し、不正遊技機等の発見に努める。

第5 青パトの自動車保険集団扱いに伴う事業

1 事業の概要

青パトによる防犯パトロールを実施している防犯ボランティア団体の経費軽減のため、同団体を当法人の賛助会員として組織し、青パトの自動車保険（任意保険）集団扱制度を適用の上、自動車保険（任意保険）の保険料の割引を行うことにより、青パトによる防犯パトロール活動の活性化を図る。

2 事業導入の経緯

平成23年県議会において、県議から「青パトに係る自動車保険集団扱制度を導入し、県防犯協会連合会がとりまとめ団体となり、防犯ボランティアの経費軽減を図られないか」との質問に対し、県知事及び警察本部長の制度の導入を検討するとの答弁により、県及び県警から協力要請がなされた。

3 今後の手続

青パト自動車保険集団扱い事業により、保険手数料が当法人の収入となることから新規収益事業として、福岡県に対し「変更認定申請」を行い、改めて、変更認定の審査を経て、事業を開始する。